

ANZE STUDIO 会員規約

(定義)

第 1 条 本規約によって定める条項は株式会社スカイトップトレーディング(以下総称して「当法人」という)と業務受託先が運営するすべての施設(以下総称して「ANZE STUDIO」という)に適用されるものとします。

(目的)

第 2 条 ANZE STUDIO は、会員が ANZE STUDIO の施設を利用し、会員の健康の維持・増進を図り、会員相互の交流および親睦を深めることを目的とします。

(会員制度)

第 3 条 ANZE STUDIO は会員制とします。

2. ANZE STUDIO に入会される方または法人は、当法人が指定する入会申込書、確認書等の各種申請書に正確な情報を記載しなければなりません。
3. ANZE STUDIO は、会員の種類を設定または廃止することがあります。

(入会資格)

第 4 条 ANZE STUDIO の入会資格は、以下のとおりとします。

※①本規約および ANZE STUDIO の諸規則を遵守する方(なお未成年の場合は、親権者の同意を必要とします)

②暴力団関係者でない方

※③医師等により運動を禁じられておらず、ANZE STUDIO の利用に支障が無いと自己責任において申告された方

※④妊娠中でない方

※⑤伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有しない方

※⑥公的・私的を問わずスポーツクラブ等、会員制の団体より会員資格の停止または除名等の処分を受けたことのない方

⑦当法人が適当と認めた方

(諸規則の遵守)

- 第 5 条 会員は、本規約、確認書および ANZE STUDIO が定める諸規則を遵守しなければなりません。
2. 施設の利用にあたっては、ANZE STUDIO の指示に従わなければなりません。

(入場の禁止および退場)

第 6 条 ANZE STUDIO は、以下の各項に該当する方の入場を禁止または退場を命じることができま

①暴力団関係者

②本規約および ANZE STUDIO の諸規則を遵守しない方

③医師等により運動を禁じられている方

④妊娠中の方

⑤伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有する方

⑥酒気を帯びている方

⑦その他 ANZE STUDIO の施設を利用することが困難であると当該法人が認めた方

(プログラムについて)

※第 7 条 各プログラムの開始と終了について以下のとおりとします。

①レギュラーコースの場合、初回レッスン開始日から30日までに4回のプログラムを終了する事とする。30日までに終了しなければ消化したものとします。

②短期集中コースの場合、初回レッスン開始日から40日までに8回のプログラムを終了する事とする。40日までに終了しなければ消化したものとします。

③回数券の場合、8回券は購入日より90日、12回券は購入日より120日までに終了しなければ、消化したものとします。

(予約)

※第 8 条 予約、予約変更、キャンセルに関する制約を以下のとおりとします。

1. ANZE STUDIO の会員(ビジター)のプログラムは完全予約制によりレッスンを行うことができます。
2. 予約方法は、当クラブが指定する入会申込書、確認書等の各種申請の際、話し合いによって決定できるものとします。

3. 会員(ビジター)の自己都合による予約当日の変更及びキャンセルは1レッスン消化となります。予約変更受付は前日 23:00 までにメール又は電話にてご連絡いただいたものに限りま

4. メール受付時間は24時間行っておりますが、即時返信は出来かねます。確認を取り次第、ご返信致します。電話受付時間は平日午前9:00~24:00、土日祝9:00~21:00となっております。

5. ご連絡なしで来店頂けない場合、1レッスン消化となります。

6. 予約時間に遅れる場合、上記時間に関わらずお電話にてご連絡ください。

7. 次月のご予約受付は当月10日からとなります。

(レギュラーコースへの自動更新)

※第 9 条 レギュラーコースの自動更新について以下のとおりとします。

1. 短期集中コース終了後、レギュラーコースへ移行できます。その際入会金は発生いたしません。確認同意書等 ANZE STUDIO が定める申請書記載により手続きを行ってください。

2. レギュラーコースの場合、コース終了月の15日までに退会の申し出を行わない限り自動更新を承諾したものとします。

3. コースの変更についてもコース終了月の15日までに申し出を行うものとします。

4. ANZE STUDIO より会員の健康の維持・増進を図りコース変更の提案をすることがあります。

5. 会費は、退会がプログラムの途中であっても、これを全額支払わなければなりません。会費、利用料等が未納の場合は、コース終了時までに完納しなければなりません。また、退会とした場合、会費、利用料等は理由の如何を問わずこれを返還しません。

(退会)

※第 10 条 会員が自己都合により ANZE STUDIO を退会する場合、又は ANZE STUDIO の定めるプログラム終了に伴い退会する場合は、コース終了月の15日までに、当法人所定の書面により ANZE STUDIO の受付にて手続きを完了しなければなりません。なお、会員が死亡した場合でも親族またはこれに準ずる者からの退会届がない限り、退会扱いとはなりません。ただし、会員は、怪我・病気等の特殊な事情を有する場合に限り、利用終了最終回前日以降の期間であっても、退会手続きをすることができます。(電話または郵送等による申し出は受け付けられません)

1. 前項の手続き後、退会届に記載の退会日をもって退会とします。

2. 会費、利用料等が未納の場合は、第1項の退会届の提出までに完納しなければなりません。
3. プログラムの会費は、退会がプログラムの途中であっても、これを全額支払わなければなりません。
4. 会員が自己都合により会費を3ヶ月間滞納した場合は退会扱いとします。滞納分については全額支払わなくてはなりません。

(休会)

第11条 会員は、転勤・転居・怪我・病気等の特殊な事情を有する場合に限り、休会することができます。休会期間はコース終了月の15日までに休会届を申し出なければなりません。

1. 休会期間は最大3ヶ月とし、
2. 休会手数料1ヶ月2,160円(税抜)とします。
2. 休会手続き時に、休会手数料及び休会終了後の会費1ヶ月分を納めなければなりません。
3. また、退会となった場合、会費、利用料等は理由の如何を問わずこれを返還しません。
4. 退会を希望される場合は、(第10条退会)に基づき、所定の手続きを行わなければなりません。
5. 退会となった場合、ANZE STUDIOに保管してある商品は放棄したものとし、ANZE STUDIOにて処分することに異議を述べないものとします。ただし、腐敗等安全衛生上の問題を生じるおそれがある場合、ANZE STUDIOは、期間の経過前であっても処分を行うことができるものとします。

(諸手続き)

- 第12条 会員が入会申込書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに変更手続きをしなければなりません。
2. 各種手続(退会や変更、休会)は毎月15日までとなります。15日が休館の場合前営業日までとなります。
 3. 当法人より会員の住所あてに通知する場合は、会員から届け出のあった最新の住所宛に行ない、当法人は通知の未達等以後の責を負いません。

(会員資格の停止および除名)

第13条 当法人は、会員が以下の各号の一に該当するときは当該会員の会員資格を一定期間停止または除名し、ANZE STUDIO利用契約を解除することができます。

- ①当法人、グループ当法人またはANZE STUDIOの名誉、信用を傷つけたとき
 - ②本規約その他当法人の定めた諸規則に違反したとき
 - ③会費その他の債務を滞納し、当法人からの催告に応じないとき
 - ④当法人に対し虚偽の申告をし、または重大な事実を隠匿したことが判明したとき
 - ⑤ANZE STUDIOの運営秩序を乱し、または乱すおそれがあると当法人が認めたとき
 - ⑥他の会員に迷惑となる行為をしたと当法人が認めたとき
 - ⑦その他、会員としてふさわしくない言動があったと、当法人が認めたとき
 - ⑧ANZE STUDIO入会后、暴力団等の反社会的勢力に関与したと当法人が認めたとき
2. 前項による会員資格の停止または除名を受けた会員は、その後当法人の運営するすべての施設に入会および立ち入ることができないものとします。

(資格喪失)

第14条 会員は、以下の場合にその資格を喪失します。

①退会

②死亡または法人の解散

③除名

④運営上重大な理由によりANZE STUDIOを閉鎖したとき

(会員資格の譲渡)

第15条 ANZE STUDIOの会員資格は、本人限りとし、譲渡または相続その他の包括的な承継をすることができません。

※(入会金、事務手数料、会費及び利用料)

第16条 入会金および事務手数料は、当法人が別に定める金額とし、会員は入会時にこれを支払わなければなりません。入会金の有効期間は退会時までとし、入会金および事務手数料は、理由の如何を問わずこれを返還しません。

2. 会員は、当法人が別に定める金額の会費を、全額前金又は分割前金と定め当法人所定の方法で支払うものとし、入会申込書に記載の利用開始日後、既納の会費は理由の如何を問わずこれを返還しません。会員は、利用の有無にかかわらず、退会月までの会費を支払わなければなりません。
3. 当法人は、会員がANZE STUDIOを利用するにあたり、利用の都度別に定める金額の支払いを求めることができます。

(入会金、事務手数料、会費および利用料等の改定)

- 第17条 当法人は、別に定める入会金、事務手数料、会費および利用料等を改定することができます。この場合、入会金については、新たに入会する会員から適用します。
2. 前項の改定を行なう場合、当法人は1ヶ月前までにANZE STUDIOの館内掲示などによって会員に告知するものとします。
 3. 当法人は、キャンペーンまたはセール等の日程、期間および内容につき事前に会員に告知する義務を負わないものとします。

(営業日および営業時間)

第18条 ANZE STUDIOの営業日および営業時間については、別に定めます。

(施設の利用制限)

- 第19条 当法人は、競技会、スクール等の諸行事またはANZE STUDIOの管理もしくはその他当法人が必要と認めた場合に、施設の全部または一部の利用を制限することがあります。
2. 当法人が定めた場合には、会員の施設利用について予約制とすることができます。

(ビジター)

- 第20条 ビジターの施設利用はトレーナー同伴の体験レッスン、カウンセリング時のみとします。
2. ビジターの施設利用の範囲は、会員に準ずるものとします。ただし、当法人が必要と認めた場合には、利用を制限することがあります。
 3. ビジターは、ANZE STUDIO利用に際し、事前に予約をいれなければなりません。

(会員以外の施設の利用)

第21条 当法人は、特に必要と認めた場合、会員以外の方にANZE STUDIOの施設を利用させることができます。

(休業)

第 22 条 当法人は、以下の理由により施設の全部または一部を休業することがあります。

- ① 気象、災害、その他やむをえない理由等により当法人が営業を行うことが妥当でないと認めるとき
 - ② 警報・注意報などにより当法人が営業を行うことが妥当でないと認めるとき
 - ③ 施設の点検、補修または改修をするとき
 - ④ 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他やむをえない理由が発生したとき
 - ⑤ 年末年始、春季、夏季の一定期間の休業、その他当法人の都合により当法人が休業を必要と認めるとき
2. 本条第 1 項第 3 号から第 5 号に定める事由による休業を行う場合、当法人は 1 ヶ月前までに会員に告知するものとします。
3. 本条第 1 項第 1 号および第 2 号の事由による休業を行う場合、当法人は会員に事前告知することを要せず、かつ原則として会員に対し会費の返還を行う必要はないものとします。

(事故発生)

第 23 条 ANZE STUDIO で会員本人または第三者に生じた人的物的事故については、当法人に故意または重大な過失がある場合を除き、当法人は一切の損害賠償の責を負いません。ビジターについても同様とします。

(盗難および紛失)

第 24 条 会員およびビジターが ANZE STUDIO の利用に際して生じた盗難および紛失については、当法人に故意または重大な過失がある場合を除き、当法人は一切の損害賠償の責を負いません。

(忘れ物、拾得物の取り扱いおよび拾得物の拾得者の権利放棄)

第 25 条 ANZE STUDIO における忘れ物について、会員は、当法人で定める一定期間経過後に一切の権利を放棄したものとし、ANZE STUDIO にて処分することに異議を述べないものとします。ただし、腐敗等安全衛生上の問題を生じるおそれがある場合、ANZE STUDIO は、期間の経過前であっても処分を行うことができるものとします。

(会員の損害賠償責任)

第 26 条 会員が ANZE STUDIO 内において自己の責に帰すべき事由により、当法人または第三者に損害を与えた場合は、会員はその賠償の責に任ずるものとします。ビジターについても同様とします。

(入会申込書等の処分)

第 27 条 会員の入会申込書等は、ANZE STUDIO でのシステム入力後、当社所定の方法により処分します。

(解散)

第 28 条 当法人は、やむをえない理由による場合には、3 ヶ月前の予告をすることにより ANZE STUDIO を解散することができます。

2. 解散の理由が天災地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、前項の予告期

間を短縮することができます。

3. ANZE STUDIO 解散の場合、当法人は会員に対し、特別の補償は行いません。

(通知方法)

第 29 条 本規約および当法人の諸規則に関する通知または予告は、重要事項を除いては、ANZE STUDIO 所定の場所に掲示する方法により行い、これにより、すべての会員はその予告を受けたものとみなします。

(本規約その他の諸規則の改正)

第 30 条 当法人は、本規約、細則、利用規定、その他 ANZE STUDIO の運営・管理に関する事項を改定することができます。また、その効力はすべての会員に適用されます。

(発効)

第 31 条 本規約は、2013 年 3 月 1 日より発効します。

2013 年 10 月一部改正。

2014 年 10 月一部改正。

2015 年 12 月一部改正。

個人情報保護方針

株式会社スカイトップトレーディング(以下「当社」という)は、『CHANGE BODY HEART』という理念を掲げ、心が伴う健康なライフスタイルをおくれるよう、完全個室、食事管理付きマンツーマン会員制スポーツジム事業を展開しております。運営を通して社会全体の健康に貢献し、その信頼に応えるべく、当社はおお客様および当社に関係する皆様からお預かりする個人情報を厳格に保護し、適切に取扱うことが当社の事業運営上の最重点課題であると認識しております。

当社は、個人情報の保護に適用される法令、ガイドラインおよびその他の規範を遵守するとともに、個人情報保護方針を掲げ、これを確実に実施してまいります。

2013年3月1日

株式会社スカイトップトレーディング

代表取締役 阿部夏之介

1.個人情報の収集・利用目的

個人情報は適切な方法で収集するものとし、情報主体(以下、本人という)への通知または公表した目的および範囲に限定して利用することとします。

当社が個人情報を本人から直接収集し、利用する目的は次のとおりです。

- (1) 入会の手続きのため
- (2) クラブ、スクール、プログラム、その他当社サービスに関するお問い合わせや、資料のご請求にお応えするため
- (3) 運営に関するご案内、各種キャンペーン・イベント等のダイレクトメールをお送りするため
- (4) 法人会員の利用報告やお問い合わせにお応えするため
- (5) お取引等に関するご連絡のため
- (6) お問い合わせ時のご本人確認ならびに内容確認のため
- (7) お客様の施設利用時の安全管理のため
- (8) 当社が取り扱う保険、およびこれらに付帯・関連するサービスの提供のため(注1)
- (9) 当社が取り扱う遺伝子検査、およびこれらに付帯・関連するサービスの提供のため(注2)

(10)採用選考のため

(11)その他当社からお客様にお奨めする商品の案内、通知または公表した目的のため

上記以外の目的で個人情報を収集して利用する際には、その利用目的とお問合せ先を明示します。

(注1)当社に対し保険業務の委託を行う保険会社の利用目的は、それぞれの会社のホームページ(以下)に記載してあります。

<<当社と取引がある損害保険会社>>

富士火災海上保険株式会社

(注2)当社に対し遺伝子検査の委託を行う検査機関の利用目的は、検査機関のホームページ(以下)に記載してあります。

<<当社と取引がある検査機関>>

株式会社ハーセリーズ・インターナショナル

2.第三者への情報提供

以下の場合を除いて、第三者に個人情報を提供することはありません。

- (1) 本人から同意があった場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、身体又は財産といった具体的な権利利益が侵害されるおそれがあり、これを保護するために個人情報を提供する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- (4) 国の機関等が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であって、協力する民間企業等が当該国の機関等に個人データを提供することについて、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

3.個人情報の正確性および安全性の確保

個人情報の正確性および安全性を確保するため、個人情報に対する安全対策を実施し、個人情報への不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、および漏えい等は致しません。

4.個人情報保護管理体制及び全従業員への周知・徹底

個人情報管理責任者を設置するとともに、その役割を明確にし、適切に個人情報保護に関する活動を行える体制を整備し、さらに継続的な改善を実施いたします。

また、全従業者(役員、社員、関係スタッフ)に対して、個人情報保護に関する取組みの周知・徹底を図ります。

5.個人情報の開示、訂正、利用停止、第三者提供の停止

ご本人に関する情報の開示、訂正、利用停止および第三者提供の停止の求めがあった場合は、請求者がご本人であることを確認させていただいた上で、特別な理由がない限り、合理的な範囲、期間で対応させていただきます。

6.法令等の遵守

個人情報の取扱いにおいて、当該個人情報の保護に適用される法令及び関連するガイドライン・その他の規範を遵守します。

7.コンプライアンス・プログラムの継続的改善

個人情報を保護し、適切に利用させて頂くための個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムを策定し、これを着実に実施します。さらに、これを維持し、継続的改善を図ります。

8.お問い合わせ窓口

『個人情報に関するお問い合わせ』は下記までお問い合わせください。

株式会社スカイトップトレーディング

〒170-0005 東京都豊島区南大塚 3-52-10 今井第五ビル 6F

TEL:03-5944-8416 FAX:03-5960-0379 Mail:info@skytopy.jp

9.個人情報保護方針の改定

当社個人情報保護方針に重要な変更がある場合には、当社ホームページに掲示することにより告知いたします。